

## 質問票に対する回答

### ⑧ 税源の配分・財政の調整

#### 1. 税源の配分について

	質問要旨	回答要旨
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税金が上がったりまたは下がったりしないのか。</li> <li>・税金が浮いてきた分市民に還元しないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区の設置によって、税金が高くなったり、安くなったりすることはありません。</li> <li>・なお、現在の大阪市税の一部は特別区税となり、一部は大阪府が徴収して財源配分に使うこととなりますが、お金の集め方や流れが変わるだけです。</li> <li>・また、活用可能な財源が生まれたときの使い道については、それぞれの特別区長・特別区議会のもとで決められることとなります。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪都構想により、住民税がアップする可能性はあるのでしょうか。また、アップするとすればどの程度のアップ額が予想されますか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区の設置によって、税金が高くなったり、安くなったりすることはありません。</li> <li>・なお、現在の大阪市税の一部は特別区税となり、一部は大阪府が徴収して財源配分に使うこととなりますが、お金の集め方や流れが変わるだけです。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区設置によって減税にはならないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区の設置によって、税金が高くなったり、安くなったりすることはありません。</li> <li>・なお、現在の大阪市税の一部は特別区税となり、一部は大阪府が徴収して財源配分に使うこととなりますが、お金の集め方や流れが変わるだけです。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税、府民税などについてどう変化するのか知りたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区の設置に伴って、税金が高くなることはありません。</li> <li>・なお、現在、大阪市内に納めておられる税のうち、法人市町村民税、固定資産税、都市計画税、事業所税は、大阪府税となり、その他の個人市民税、市たばこ税、軽自動車税、入湯税は、特別区税となり、それぞれの自治体に納めていただくこととなります。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市の住民税は市民税8%府民税2%の割合だが、特別区になるとこの割合が変更となる。市民サービスの低下につながるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の住民税の割合は、平成29年度に義務教育教職員給与負担事務が道府県から指定都市に移管された際、個人道府県民税から個人市民税に税率2%分の税源をセットで移譲することなどにより、指定都市の財源を賄うこととされたものです。</li> <li>・教職員の給与等の支給に係る事務負担については、政令市以外の義務教育諸学校の教職員の給与負担は現行法では都道府県の事務であるため、「特別区制度案」において同事務は、大阪府で実施することとしております。</li> <li>・その財源である個人住民税の税源移譲分についても、給与負担とセットで大阪府に移管するものであるため、市民サービスの低下につながるものではありません。</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区設置から10年間は、各年度20億円(合計200億円)の特例加算があるとのことだが、これが確保されなかった場合、市民から税金を徴収といったことにならないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別加算については、特別区設置協定書に明記されており、府の条例にも記載されることとなっております。この財源は府の条例に沿って確実に確保されることとなります。</li> <li>・税金が高くなったり、安くなったりすることはありません。</li> </ul>

	質問要旨	回答要旨
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別区の税収は、今の大阪市の4分の1になってしまうのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別区間の歳入格差が生じないよう、地域間で税源の偏在が生じやすい法人市町村民税・固定資産税や、事業所税・都市計画税については、大阪府が一括して徴収・配分する制度となるため、特別区が直接徴収する税源は減少することになります。</li> <li>しかしながら、こうして大阪府が一括して徴収した財源は、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、事務分担に応じて特別区財政調整交付金や目的税交付金として各特別区に配分されます。</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税は区民税になりますか。その根拠は。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在大阪市内に納めておられる市民税には、個人に納めていただく個人市民税と、法人に納めていただく法人市民税があります。</li> <li>前者の個人市民税をはじめ、市たばこ税、軽自動車税、入湯税は、特別区税となります。</li> <li>後者の法人市民税をはじめ、固定資産税、都市計画税、事業所税については、地方税法の都における普通税の特例及び目的税の特例に基づき大阪府税となります。</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民税は区ごとに金額の差が出ますか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別区の設置によって、税金が高くなったり、安くなったりすることはありません。</li> <li>特別区制度では、収支格差が生じることのないよう財政調整する制度が設けられており、大阪市が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう各特別区に財源を配分します。</li> <li>とりわけ、固定資産税や法人市民税等については、企業集積の差等による地域偏在があるため、これらを財政調整制度の原資として財源の均衡化を図っています。</li> <li>詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。</li> </ul> <p>特別区制度(案)6. 財政調整のURL  <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryo5-8.pdf">http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryo5-8.pdf</a></p>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の市税収入について、特別区に分割後の金額を知りたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別区制度(案)5. 財政調整(P28～34)において、平成28年度決算データでの各種数値をお示ししていますので、ご覧ください。</li> </ul> <p>URLはこちらです。  <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryo5-8.pdf">http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryo5-8.pdf</a></p>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別区になると固定資産税が高くなると聞いた。そうしたことにより企業が市外に流出したら、区民の税金が上がってしまうのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別区の設置によって、税金が高くなることはありません。</li> <li>なお、現在の大阪市税の一部は特別区税となり、一部は大阪府が徴収して財源配分に使うこととなりますが、お金の集め方や流れが変わるだけです。</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税は変わらないのか。余裕があるならば税を安くできないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別区の設置によって、税金が高くなったり、安くなったりすることはありません。</li> <li>なお、現在の大阪市税の一部は特別区税となり、一部は大阪府が徴収して財源配分に使うこととなりますが、お金の集め方や流れが変わるだけです。</li> <li>また、活用可能な財源が生まれたときの使い道については、それぞれの特別区長・特別区議会のもとで決められることとなります。</li> </ul>

	質問要旨	回答要旨
13	<p>・市町村税の料金は変更されるのか。</p>	<p>・特別区の設置によって、税金が高くなったり、安くなったりすることはありません。          ・なお、現在の大阪市税の一部は特別区税となり、一部は大阪府が徴収して財源配分に使うこととなりますが、お金の集め方や流れが変わるだけです。</p>
14	<p>・うめきたなどの開発などで、税収が増えた場合、それが特別区にも入るのでしょうか。</p>	<p>・一般的に、大規模開発等が行われる場合、大規模施設ができることによる固定資産税や、企業が集積することで法人市民税、事業所税などの増収が見込まれます。こうした税目については、特別区制度においては、大阪府が一括して徴収のうえ、特別区財政調整交付金や目的税交付金として各特別区に配分されます。          ・このほか、住民が増えることによって、個人区民税などが増えることも想定されます。</p>
15	<p>・特別区設置に伴いコストがかかるが、それにより税金があがるのですか。</p>	<p>・特別区の設置によって、税金が高くなったり、安くなったりすることはありません。          ・なお、現在の大阪市税の一部は特別区税となり、一部は大阪府が徴収して財源配分に使うこととなりますが、お金の集め方や流れが変わるだけです。</p>
16	<p>・説明パンフレット27ページの「⑤税源の配分・財政の調整」に関して、特別区移行後の税源の配分しかかかれていません。税源については移行前の大阪市と大阪府の分を明確に示してもらいたい。また、一般市町村での税源も示してもらいたい。特別区との比較の意味から「中核市並み」とのみ記載されていますが、税源ではどうなのかを明示すべきです。</p>	<p>・現在、大阪市内に納めておられる税のうち、法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税は、大阪府税となり、その他の個人市民税、市たばこ税、軽自動車税、入湯税は、特別区税となり、それぞれの自治体に納めていただくこととなります。          ・一方、大阪府税は、個人・法人府民税や、個人・法人事業税などがありますが、特別区設置によって納付先が変わるものではありません。          ・「中核市並み」という表現は、今回の制度設計において特別区の事務が、「中核市並み」を基本としていることをさしているものです。税源という点では、一般市と中核市で異なることはありませんが、事務の違いによる経費の差は、地方交付税の割増しによって財源措置されています。特別区の場合は、前述のとおり、現在の市税の一部が府税となりますが、これを原資とした財政調整交付金の交付によって、中核市並みの事務に見合った財源が配分されます。</p>
17	<p>・特別区が設置された後の納税についてご教示ください。現状は、大阪府民税＋大阪市民税の二重で納入だが、特別区制定後は、どのようになるのか。納税も 現状の二重納入が解消され、それにより減税とならなければメリットがないように思えます。</p>	<p>・地方税法に定められているとおり、現大阪市内に納めておられる税のうち、法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税は、大阪府税となり、その他の個人市民税、市たばこ税、軽自動車税、入湯税は、特別区税となり、それぞれの自治体に納めていただくこととなります。          ・このように、現在の大阪市税の一部は特別区税となり、一部は大阪府が徴収して財源配分に使うこととなりますが、お金の集め方や流れが変わるだけです。          ・なお、特別区の設置によって、税金が高くなったり、安くなったりすることはありません。</p>

	質問要旨	回答要旨
18	・特別区設置後の税源の配分はどのようにされるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、大阪市に納めておられる税のうち、個人市民税、市たばこ税、軽自動車税、入湯税は、特別区税となり、それぞれの特別区に納めていただくこととなります。</li> <li>・また、特別区間の歳入格差が生じないよう、地域間で税源の偏在が生じやすい法人市民税・固定資産税や、事業所税・都市計画税については、大阪府が一括して徴収・配分する制度となるため、特別区が直接徴収する税源は減少することになります。</li> <li>・しかしながら、こうして大阪府が一括して徴収した財源は、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、事務分担に応じて特別区財政調整交付金や目的税交付金として各特別区に配分されます。</li> </ul>
19	・区民税ができると思うが、府民税とは別のものでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区に納めていただく区民税と、府に納めていただく府民税は別のものであります。</li> <li>・現在、大阪市に納めておられる税のうち、法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税は、大阪府税となり、その他の個人市民税、市たばこ税、軽自動車税、入湯税は、特別区税となり、それぞれの自治体に納めていただくこととなります。</li> <li>・なお、個人の住民税については、現在、市民税と府民税の税率合計10%分(所得割の場合)をまとめて大阪市に納めていただいておりますが、特別区が設置された場合も、これまで同様に10%分をまとめて特別区に納めていただくこととなります。</li> </ul>
20	・特別区になって市民一人一人のお金の負担が増えることはないのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区の設置に伴って、水道料金や保育料などが高くなったり、家庭ごみの収集が有料化されることはありません。</li> <li>・これらの事業は、大阪府・大阪市の再編に伴う事務の移管によって担い手が変わりますが、そのことによってサービス内容や料金等が変わるものではありません。</li> <li>・また、特別区の設置によって、税金が高くなったり、安くなったりすることはありません。</li> </ul>
21	・説明パンフレットのP27,28において、法人事業税が表記されていない。特別区になると廃止になるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明パンフレットのP27,28では、大阪市の財源の流れをお示しており、大阪府税である法人事業税は記載していません。特別区設置によって法人事業税が廃止になるわけではありません。</li> <li>・なお、法人市民税の一部国税化に伴い、都道府県から市町村に交付される法人事業税交付金が2019(令和元)年度に創設されていますが、特別区の場合は、その相当額が法人市民税等とともに財政調整財源とされています。</li> </ul>



	質問要旨	回答要旨
22	<p>大阪市が政令指定都市でなくなるために、個人市民税の所得割の税率が市民税8⇒6%、府民税2⇒4%となるはず。そのことは財源の計算に含まれているのか。</p> <p>また、区の財源は今の市の財源の1/4より相当少なくなるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の住民税の割合は、平成29年度に義務教育教職員給与負担事務が道府県から指定都市に移管された際、個人道府県民税から個人市町村民税に税率2%分の税源をセットで移譲することなどにより、指定都市の財源を賄うこととされたものです。</li> <li>・教職員の給与等の支給に係る事務負担については、政令市以外の義務教育諸学校の教職員の給与負担は現行法では都道府県の事務であるため、「特別区制度案」において同事務は、大阪府で実施することとしております。</li> <li>・その財源である個人住民税の税源移譲分についても、給与負担とセットで大阪府に移管することを前提として財政調整制度の設計を行っています。このことによって、住民サービスの低下につながることはありません。</li> <li>・また、特別区間の歳入格差が生じないよう、特別区間で税源の偏在が生じやすい法人市町村民税・固定資産税や、事業所税・都市計画税については、大阪府が一括して徴収・配分する制度となるため、特別区が直接徴収する税源は減少することになります。</li> <li>・しかしながら、こうして大阪府が一括して徴収した財源は、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、事務負担に応じて特別区財政調整交付金や目的税交付金として各特別区に配分されます。</li> </ul>
23	<p>大阪府に移管される税金の使い道は特別区民にとってプラスになるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府に移転される財源は、他の市町村のために使われたり、大阪府の赤字補てんに使われたりすることはありません。</li> <li>・それらの財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当するものであり、大阪府・特別区協議会でその状況を明らかにすることとしています。</li> <li>・また、財政調整制度における特別区と大阪府の経理は、全て新たに設置する特別会計で行うなど透明性を高めているところです。</li> <li>・大阪府は、大阪の成長に向けた司令塔として、広域的な視点のもと、広域交通ネットワーク、都市拠点の形成、防災危機管理など、大阪の成長・発展、圏域の安全・安心に関する取組みを迅速・強力かつ効果的に進めていきます。</li> <li>・現在の知事と市長の下で進められている府市連携・戦略の一元化を制度的に実現することにより、大阪の成長を通じて、その成長の果実をもとに、将来にわたって豊かな住民生活を実現するというよき循環により、税收確保などの効果が見込まれると考えています。</li> </ul>

	質問要旨	回答要旨
24	コロナで税収が激減してる中、特別区を設置しても大丈夫なのか。	<p>・新型コロナウイルス感染症の感染の収束も見据えた、大阪の再生・成長、住民サービスの充実に向けた長期の視点での将来設計も重要であり、特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)の実現に向けた取組みを進めていく必要があると考えています。</p> <p>・また、新型コロナウイルス感染症に関する今後の財政的な影響について、感染症対策、税収等の動向のほか、これらに対応する国からの財源措置などを合理的に試算することは困難ですが、新型コロナウイルス感染症による影響は、全国の地方自治体の課題であることから、地方交付税や臨時の交付金等による相応の財源措置が想定されます。</p> <p>・詳しくは、特別区設置における財政シミュレーションをご覧ください。 特別区設置における財政シミュレーションのURL <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/200811siryo_R2.3.pdf">http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/200811siryo_R2.3.pdf</a></p> <p>・なお、9月上旬の市戦略会議で、来年度限りの市の概算見込みが一定の前提のもとで示されていますが、今後、市として精査していくものであり、また、複数年分の税収見込みや国の地方財政対策などが判明していないため、財政シミュレーションに用いることはできません。</p>